

平成27年第3回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成27年 9月17日 午後1時00分開議

議 長	定刻となりましたので、只今より本会議を開きます。 去る11日に開会されました第3回定例会も、本日最終日となりました。
々	連日、皆様方には熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。 ただいまの出席議員数は8名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1、「委員長報告」を議題と致します。 決算特別委員会委員長から「審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告をしていただきます。決算特別委員会委員長の報告をお願い致します。2番石川決算特別委員会委員長。
石川決算特別委員会委員長	平成27年9月17日。 川本町議会議長、植田昌平殿。 決算特別委員会委員長、石川達也。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第76条の規定により報告します。 記。
々	議案番号、議案第58号。付託事件名、平成26年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について。審査結果、「原案認定」。
々	議案第59号、平成26年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。「原案認定」。
々	議案第60号、平成26年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。「原案認定」。
々	議案第61号、平成26年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。「原案認定」。
々	議案第62号、平成26年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳

石川決算特別委員会委員長	入歳出決算認定について。「原案認定」。
議 長	議案第 6 3 号、平成 2 6 年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。「原案認定」。
々	以上で、決算特別委員会委員長の報告を終わります。
々	それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。 委員長報告の決算認定審査 6 議案に対する質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
々	それでは、ただいま報告のありました全議案につきまして、これより討論並びに採決を行います。
々	まず、「議案第 5 8 号、平成 2 6 年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。
々	これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結致します。
々	これより採決に入ります。 この採決は、「挙手」により行います。
々	「議案第 5 8 号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。 挙手「全員」であります。
々	よって、「議案第 5 8 号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
々	続いて、「議案第 5 9 号、平成 2 6 年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。
々	これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第59号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」でありま
す。
 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求
めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第59号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて、「議案第60号、平成26年度川本町後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算認定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第60号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」でありま
す。
 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求
めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第60号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて、「議案第61号、平成26年度川本町簡易水道事業特別会計歳入
歳出決算認定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第61号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」でありま

議 長

す。

この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第61号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々

続いて、「議案第62号、平成26年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第62号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。

この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第62号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々

続いて、「議案第63号、平成26年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第63号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。

この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

議 長 よって、「議案第63号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々 それでは続いて、総務教民常任委員会委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。

総務教民常任委員長の報告をお願いします。

2番石川総務教民常任委員長。

石川総務教 平成27年9月17日。
民常任委員 川本町議会議長 植田 昌平殿。
長 総務教民常任委員会委員長 石川 達也。
陳情審査結果報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。

1. 受理番号、陳情第5号。

件名、通級指導教室の充実についての陳情。

付託年月日、平成27年8月19日。

審査年月日、平成27年9月16日。

審査の結果、採択とすべきもの。

々 ただし、予算化が必要な部分については執行部の判断と致します。

議 長 以上で、総務教民常任委員会委員長の報告を終わります。

々 それでは、「平成27年 陳情第5号」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々 「平成27年、陳情第5号、通級指導教室の充実についての陳情」に対する、委員長報告は原案のとおり「採択すべきもの」であります。

この委員長報告のとおり、「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

- 議 長 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「平成27年、陳情第5号」は、委員長報告のとおり「採択」とすることに「決定」しました。
- 々 それでは、日程第2、「議案第48号、川本町の役場位置設定条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第48号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第48号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第3、「議案第49号、川本町の休日を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第49号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第49号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第4、「議案第50号、川本町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第50号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第50号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第5、「議案第51号、川本町災害対策本部条例の一部を

- 議 長 改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第51号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第51号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第6、「議案第52号、川本町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第52号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第52号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第7、「議案第53号、平成27年度川本町一般会計補正予算(第2号)」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第53号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第53号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第8、「議案第54号、平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第54号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第54号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第9、「議案第55号、平成27年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第55号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。
よって「議案第55号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第10、「議案第56号、平成27年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第56号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第56号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第11、「議案第57号、平成27年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第57号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第57号」は原案のとおり、「決定」しました。

議 長 次に、日程第12、「議案第64号、工事請負変更契約の締結について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第64号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第64号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第13、「議案第65号、財産の取得について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第65号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第65号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第14、「議案第66号、教育委員会委員の任命について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第66号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第66号」は原案のとおり、「同意」することに「決定」しました。

々 それでは、日程第15、「議案第67号、工事請負契約の締結について」の件を議題と致します。

議 長	執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長補佐。
番外瀬上総務財政課長補佐	<p>それでは、「議案第67号、工事請負契約の締結について」、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案は、平成27年9月9日、指名入札に付した平成27年度、周波数有効利用促進事業、川本町デジタル防災行政無線（移動系）整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>契約の目的は、平成27年度 周波数有効利用促進事業、川本町デジタル防災行政無線（移動系）整備工事です。</p> <p>契約の方法は、指名競争入札。</p> <p>契約金額は、79,380,000円で、契約の相手方は、島根県松江市伊勢宮町564。和幸株式会社 代表取締役 ^{やましたくにひろ}山下 裕國氏です。</p> <p>工期は、契約が成立した日の翌日から、平成28年3月25日迄です。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	代表者の名前間違い。
番外瀬上総務財政課長補佐	失礼しました。和幸株式会社 代表取締役 ^{やましたひろくに} 山下 裕國氏です。失礼致しました。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 1 番高良議員。
1 番高良議員	指名競争入札となっておりますが、何社で指名競争入札をされたのかを教えてください。
議 長	番外瀬上総務財政課長補佐。
番外瀬上総務財政課長補佐	はい、入札に関しましては、辞退もございまして、2社で入札を行っております。
議 長	はい、1 番高良議員。
1 番高良議員	参考の為に、辞退は何社だったのでしょうか。
議 長	番外杉本地域整備課長。
番外杉本地	案内は5社にしております。

域整備課長

議 長

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

はい、他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。

「議案第67号、工事請負契約の締結について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第67号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

次に、日程第16、「発委第2号、川本町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について」の件を議題と致します。

議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

5番、大畑議会運営委員会委員長。

大畑議会運営委員会委員長

「発委第2号、川本町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について」。

上記の議案を、川本町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

平成27年9月17日提出。

提出者、議会運営委員会委員長 大畑 茂久。

次ページをお開き下さい。

現行の川本町議会会議規則の第2条は、「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。」とありますが、それに議員が出席のため出席できない時は、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる、という項目を付け加えるものでございます。

この規則は、公布の日から施行するものであります。以上でございます。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「発委第2号、川本町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「発委第2号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第17、「発議第1号、参議院選挙制度の抜本的見直しに関する意見書の提出について」を議題と致します。
- 々 提出者から提案理由の説明を求めます。7番圓山議員。
- 7番 圓山議員 「発議第1号、参議院選挙制度の抜本的見直しに関する意見書の提出について」。
上記の議案を、川本町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。
平成27年9月17日提出。
提出者、川本町議会議員 圓山 達雄。
賛成者、川本町議会議員 青木 和昭、川本町議会議員 大畑 茂久、
川本町議会議員 飯田 武則、川本町議会議員 片岡 通泰、
川本町議会議員 石川 達也、川本町議会議員 高良 敏幸。
- 々 「参議院選挙制度の抜本的見直しに関する意見書(案)」。
最高裁判所が違憲状態とした、参議院選挙における「一票の格差」是正に向けた改正公職選挙法が成立した。
改正法では、島根と鳥取、徳島と高知をそれぞれ合区し、さらに宮城、新潟、長野の定数を削減、北海道、東京、愛知、兵庫、福岡で定数を増やす、いわゆる「10増10減」で、参議院全体の定数は変えずに都市部に振り分けるものだが、抜本改正とは言い難い。
合区が導入されれば、これは戦後初めてのことである。それほど重大な制度変更であるにもかかわらず、合区対象の県民には、ほとんど説明もなく、合区対象の有権者の意向も反映されず頭越しに決定された。
都市部への人口集中が進む中で、合区や定数増減による格差是正策を続けるならば、合区対象は更に広がり、人口減少地方の議員定数は、さらに削減されることになり、地方の声は届かなくなる。「一票の格差」是正は、重要な課題ではあるが、人口のみにより単純に区割りを決定することは、さらに

7番
圓山議員

地方を疲弊させるものであり、「地方創生なかりせば、日本創生なし」の主張と逆行するものである。

国においては、次々回の2019年参院選に向けて、議員一人当たりの人口の格差是正等を考慮しつつ、選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、必ず結論を得るとしている。都道府県が民主政治の単位として機能してきたという実態を踏まえ、単に人口の多寡にかかわらず、少なくとも各県1名の代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月17日。

島根県邑智郡川本町議会。

々
意見書の提出先は、次ページに書いてありますので、ご覧いただきたいと思えます。以上です。

議 長
以上で提案理由の説明を終わります。

々
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々
これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「発議第1号、参議院選挙制度の抜本的見直しに関する意見書の提出について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「発議第1号」は原案のとおり、「決定」しました。

々
次に、日程第18、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議題と致します。

々
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よってそのように「決定」を致しました。

議 長 次に、日程第19、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。
お手元に配布しておりますとおり、議員派遣することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々 次に、日程第20、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外 平成27年第3回町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶
三宅町長 をさせていただきます。

議員の皆さまにおかれましては、去る9月11日から本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程致しました全案件とも可決・認定・承認を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。また期間中に出されました貴重なご意見につきましては、今後の行政運営の中で生かしていきたいと考えております。特に、本議会は26年度の決算議会でもございました。より健全財政に努めていくべきという意見もいただいております。貴重なご意見なり真摯に受け止め努めて参りたいと考えております。開会中に私の去就につきましても質問をいただき表明をさせていただいたところでございます。この3年8ヶ月、至らない点もございましたが、非常に多くの皆さんに温かく支えていただき今日までこれました事を心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、文化の秋、実りの秋でございます。文化祭や産業祭等も計画されております。米や特産物である柿やエゴマの収穫が最盛期になって参ります。正に、川本町全体が動く秋かなと気がする次第でございます。

20日は、各地で敬老会が予定されております。先般、テレビのバラエティ番組で、「人から借りた物で返してない物は何ですか」、というようなインタビューがございました。「お金やゲーム、DVDや本」を返してないという答えもありましたが、上位に「恩」を返してないという事が入って参りました。これを観まして、少しホッとしたところでございます。20日には我々の人生の大先輩に感謝と敬意の気持ちを込めて心から長寿をお喜び申し上げます。

最後に議員各位におかれまして、今後の町政の発展の為に、更なるご活躍ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 以上をもって、本日の議事日程は全て終了致しました。

々 長時間にわたり、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

議 長

これをもって、平成27年第3回川本町議会定例会を閉会致します。
お疲れ様でした。

(午後1時42分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員